

千葉県過疎地域県税課税免除条例の制定について

千葉県過疎地域県税課税免除条例を次のように制定する。

令和三年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県過疎地域県税課税免除条例

(目的)

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により、県内の過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区域のうち法第八条第一項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号。以下「省令」という。）第一条第一号イに規定する特別償却設備（次条から第四条までにおいて「特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者及び同号ロに規定する事業を行う個人について、県税の課税免除を行うことにより、県内の過疎地域の持続的発展を支援し、もって雇用機会の拡充及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。

（事業税の課税免除）

第二条 県内の過疎地域の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において省令第一条第一号イに規定する期間内に特別償却設備の取得等をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年以内の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該特別償却設備に係るものとして省令第二条の規定により計算した額に対して課する事業税を免除する。

2 県内の過疎地域の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において省令第一条第一号ロに規定する事業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によって当該事業を行った日数の合計が当該事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、同号イに規定する公示日（以下「公示

日」という。)の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税を免除する。

3 前項の規定による事業税の免除は、その最初の年度以後五年度以内に限り、行うものとする。

4 第二項の規定により事業税の免除を受けようとする者が県内の地域(過疎地域の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域を除く。)において事務所又は事業所を設けて事業を行う場合における同項に規定する所得金額の算定の方法は、規則で定める。

(不動産取得税の課税免除)

第三条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税を免除する。

(固定資産税の課税免除)

第四条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備で千葉県県税条例(平成十九年千葉県条例第一号)第八十七条に規定する大規模の償却資産に該当するもの(公示日以後において取得したものに限る。)に対して地方税法第三百四十二条の規定により市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後三年度以内において県が課する固定資産税を免除する。

(課税免除に係る届出)

第五条 前三条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより当該県税の申告期限までに(第三条に規定する土地の取得にあつては、同条に規定する家屋の建設の着手があつた日の翌日から起算して七日以内に)知事に届け出るものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第二条から第四条までの規定は、令和三年四月一日から適用する。

(千葉県過疎地域県税課税免除条例の廃止)

2 千葉県過疎地域県税課税免除条例(平成二十二年千葉県条例第二十七号)は、廃止する。

(千葉県過疎地域県税課税免除条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の千葉県過疎地域県税課税免除条例第一条に規定する過疎地域内において、同条に規定する特別償却設備を令和三年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者については、同条例第二条第一項及び第三条から第六条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第二条第一項中「過疎地域内において省令」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する県内の過疎地域内において旧過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号。以下「旧省令」という。）」と、「特別償却設備を」とあるのは「同号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を」と、「省令第二条」とあるのは「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧省令第二条」と、同条例第三条中「公示日」とあるのは「旧省令第一条第一号イに規定する公示日（以下「公示日」という。）」とする。

（届出期限の特例）

4 この条例の施行の日又は第二条から第四条までの規定により受けようとする課税免除に係る産業振興促進区域が記載された市町村計画が定められた日のいずれか遅い日前に第五条に規定する届出の期限が経過している場合の同条の規定の適用については、同条中「当該県税の申告期限までに（第三条に規定する土地の取得にあつては、同条に規定する家屋の建設の着手があつた日の翌日から起算して七日以内に）」とあるのは、「この条例の施行の日又は前三条の規定により受けようとする課税免除に係る産業振興促進区域が記載された市町村計画が定められた日のいずれか遅い日から三十日を経過した日までに」とする。

議案第九号

千葉県社会福祉センター設置管理条例の制定について

千葉県社会福祉センター設置管理条例を次のように制定する。

令和三年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県社会福祉センター設置管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県社会福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四条第二項に規定する地域住民等（以下「地域住民等」という。）に対し、その相互の連携の確保、社会福祉を目的とする事業及び社会福祉に関する活動（災害時における福祉的支援を含む。以下「社会福祉を目的とする事業等」という。）への県民の参加の促進、社会福祉を目的とする事業等に従事する人材の養成等その他社会福祉を目的とする事業等の推進のための施設を提供することにより、本県社会福祉の増進を図るため、千葉県社会福祉センター（以下「センター」という。）を千葉市中央区千葉港四番五号に設置する。

(業務)

第三条 センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 研修、会議等のための施設の提供
- 二 社会福祉に関する情報の提供
- 三 その他センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、センターの管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第五条 指定管理者が行う業務の範囲は、第三条各号に掲げる業務とする。

(利用の対象者)

第六条 センターの研修室その他の施設のうち規則で定める施設（以下「研修室等」とい

う。)を利用することができる者は、社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する地域住民等とする。ただし、当該地域住民等の利用を妨げない範囲内で当該地域住民等以外の者も利用することができる。

(利用の承認)

第七条 研修室等を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、研修室等の利用を承認しないことができる。

- 一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 その利用が、センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- 三 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第九条 指定管理者は、第七条第一項の規定による利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 第七条第二項の規定による利用の条件に違反したとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により第七条第一項の規定による利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- 四 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(管理の基準)

第十条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

(使用料)

第十一条 センターの研修室及び会議室並びにこれらの附帯設備を利用する者は、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

(知事による管理)

第十二条 知事は、指定管理者の指定を受けないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命

じたときは、第四条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時にセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に研修室等の利用の承認が含まれるときに限る。）における第七条から第九条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

3 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

（委任）

第十三条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例（平成元年千葉県条例第三号）に基づくものの項の次に次のように加える。

千葉県社会福祉センター設置管理条例（令和三年千葉県条例第号）に基づくもの	研修室等使用料	研修室A	地域住民等が社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する場合	一回につき	午前九時から	八千四十円
				午前十二時	午後一時から	一万七百二十円

											合																													
											き	つ	に	回	一																									
午後	から	六時	午後	まで	五時	午後	から	一時	午後	で	時	ま	十二	午前	から	九時	午前	まで	九時	午後	から	九時	午前	まで	五時	午後	から	九時	午前	まで	九時	午後	から	九時	午後	から				
		百十	一万四千六					百八十	一万九千四								百十	一万四千六																					十	一万七千四

研 修 室 C																			
地 域 住 民 等																			
が 社 会 福 祉																			
を 目 的 と す																			
る 事 業 等 の																			
推 進 の た め																			
に 利 用 す る																			
場 合																			
一 回 に つ き																			
九時	まで	午前	九時	から	午後	五時	まで	午後	六時	から	午後	九時	まで	午後	一時	から	午後	十二時	まで
					八 千 七 百 円										一 万 千 六 百 円				
					四 万 八 千 七 百 円										三 万 四 千 九 百 円				

															合	その	他の	場																	
															き					つ	に	回	一												
九時	午前	まで	九時	午後	から	六時	午後	まで	五時	午後	から	一時	午後	で	時	ま	十二	午前	から	九時	午前	まで	九時	午後	から	九時	午前	まで	五時	午後	から	九時	午前		
十円	四万	六百				百十	円	一万	七千	四			百十	円	二万	三千	二				百十	円	一万	七千	四								二万	三百	円

														研修室D																		
														地域住民等																		
														が社会福祉																		
														を目的とす																		
														る事業等の																		
														推進のため																		
														に利用する																		
														場合																		
														一																		
														回																		
														に																		
														つき																		
午後	から	九時	午前	まで	九時	午後	から	六時	午後	まで	五時	午後	から	一時	午後	で	時	十二	午前	から	九時	午前	まで	九時	午後	から	九時	午前	まで	五時	午後	から
		十円	一万五千八					十円	六千四百六					十円	八千六百二							十円	六千四百六				十円	五万八千三				

														合		その他の場																					
														き		つ		回		一																	
まで	五時	午後	から	九時	午前	まで	九時	午後	から	六時	午後	まで	五時	午後	から	一時	午後	で	時	ま	十二	午前	から	九時	午前	まで	九時	午後	から	九時	午前	まで	五時				
				円	三万					百三十	円					百四十	円								百三十	円							四十	円	二万	千	五百

																			合		その他の場													
																			き		つ		回		一									
午後	から	九時	午前	まで	五時	午後	から	九時	午前	まで	九時	午後	から	六時	午後	まで	五時	午後	から	一時	午後	で	時	十二	午前	から	九時	午前	まで	九時	午後	から		
		円	六	万	千			九	四	万				百	一	万				百	二	万				百	一	万						
			千					十	三					十	八					十	万	四				十	八							
			七					円	千					円	千					円	千	千				円	千							
			百						百						五						六					五								

														一	中会議室																	
														場 合	地 域 住 民 等 が 社 会 福 祉 を 目 的 と す る 事 業 等 の 推 進 の た め に 利 用 す る																	
														き	つ	に	回	一														
ま で	九 時	午 後	か ら	九 時	午 前	ま で	五 時	午 後	か ら	九 時	午 前	ま で	九 時	午 後	か ら	六 時	午 後	ま で	五 時	午 後	か ら	一 時	午 後	で	時 ま	十二	午 前	か ら	九 時	午 前	ま で	九 時
				百 六 十 円	一 万 七 千 四					百 二 十 円	一 万 二 千 二					十 円	五 千 二 百 四					十 円	六 千 九 百 八							十 円	五 千 二 百 四	

二	中会議室																																
が	地域住民等																				合	その他の場											
回	一																				き	つ	に	回	一								
九時	午前	まで	九時	午後	から	九時	午前	まで	五時	午後	から	九時	午前	まで	九時	午後	から	六時	午後	まで	五時	午後	から	一時	午後	で	時	ま	十二	午前	から	九時	午前
十円	四千六百七					百三十円	三万四千九					百五十円	二万四千四						十円	一万四百八				百七十円	一万三千九							十円	一万四百八

														場 合																				
														合 其 他 の 場																				
														一 回 に つ き																				
午後	で	時	ま	十二	午前	から	九時	午前	まで	九時	午後	から	九時	午前	まで	五時	午後	から	九時	午前	まで	九時	午後	から	六時	午後	まで	五時	午後	から	一時	午後	で	
六千五百九							十円	四千九百四					十円	八千二百三						十円	五千七百六					十円	二千四百七					十円	三千二百九	

		映写設備	
		き	一回につき
で定める額	において規則	内の範囲に	一万千円以
		定める額	いて規則で

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十二号下欄中「及び白井市」を「、白井市及び大網白里市」に改め、同表第四十三号下欄中「、いすみ市及び大網白里市」を「及びいすみ市」に改め、同表第四十五号の二下欄中「及び白井市」を「、白井市及び大網白里市」に改め、同表第四十六号下欄中「、いすみ市及び大網白里市」を「及びいすみ市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第四十二号及び第四十五号の二上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては、大網白里市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、大網白里市長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては、大網白里市長が管理し、及び執行することとなるものについては、新条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、大網白里市長のした処分その他の行為とみなす。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）に基づくものの項の次に次のように加える。

知事認定獣医師による豚熱の予防接種に係る豚熱予防液の交付等に関する事務	知事認定獣医師への豚熱予防液交付手数料	豚等の所有者からの依頼に基づく知事認定獣医師への豚熱予防液の交付	一頭分につき	五十円
知事認定獣医師による豚熱予防接種証明書交付手数料		き	一件につき	百六十円
<p>（摘要） 知事認定獣医師とは、豚熱に関する家畜伝染病予防法第三條の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定した獣医師等をいう。</p>				

附則

この条例は、令和三年十一月一日から施行する。

議案第十二号

千葉県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(千葉県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年千葉県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。

第三条第四項中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県防災基本条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県防災基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県防災基本条例の一部を改正する条例

千葉県防災基本条例（平成二十五年千葉県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に、「勧告若しくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置」を「指示又は緊急安全確保措置」に改め、同条第二項中「勧告等」を「指示等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第十四号

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成五年千葉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改める。

第九条第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第十六号

千葉県中小企業融資損失てん補条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県中小企業融資損失てん補条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和三年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県中小企業融資損失てん補条例の一部を改正する条例

千葉県中小企業融資損失てん補条例（昭和四十一年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号を次のように改める。

二 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十二条第一項に規定する承認経営革新事業を行う同項に規定する特定事業者のうち法第二条第一項第一号に規定する特定事業を行うもの

第二条第二項第四号中「第二条第二十三項第一号」を「第二条第二十九項第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県中山間地域農村活性化基金条例の一部を改正する条例の制定
について

千葉県中山間地域農村活性化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和三年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県中山間地域農村活性化基金条例の一部を改正する条例

千葉県中山間地域農村活性化基金条例（平成五年千葉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条の二」に、「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に、「第六章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第三十条―第三十三条）」を「第六章 旅客特定車両停留施設（第三十条―第四十条）」

第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第四十一条―第四十四条）」に改める。

第二条中「、道路構造令」を「及び道路構造令」に、「及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「の規定並びに移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に、「第二条に定めるところ」を「の例」に改め、第一章中同条の次に次の一条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第二条の二 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第二章 歩道等」を「第二章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改める。
 第三条中「道路を」を「道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を」に改める。

第四条第一項中「第十条第三項」を「。以下この条において「県道構造基準条例」という。」第十条第三項」に改め、同条第二項中「県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例」を「県道構造基準条例」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改

め、「いう。」の下に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）を、「当該歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、県道構造基準条例第四十一条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、県道構造基準条例第四十二条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第五条第一項及び第二項中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第六条第一項中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第二項中「除く。」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第十二条第二号中「装置」を「設備」に改め、同条第五号中「により、籠外から籠内」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第八号、第九号及び第十三号中「装置」を「設備」に改める。

第十三条中「。以下」の下に「この条において」を加える。

第三十三条第一項中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第二項中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「路面」の下に「又は床面」を加え、同条を第四十四条とする。

第三十二条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の二項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第三十二条を第四十三条とする。

第三十一条第一項中「歩道等」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等」に、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第十二条第十一号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第六項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第三十九条の基準に適

合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であつて、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第三十一条を第四十二条とする。
第三十条に次の四項を加える。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第五項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格 Z 八二一〇に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第三十条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この項において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第三十条を第四十一条とする。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 旅客特定車両停留施設

(通路)

第三十条 公共用通路から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を一・二メートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。

イ 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりや

むを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 第一項の一以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第三十二条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第三十三条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

二 段差を設ける場合は、当該段差は、次に掲げる構造とすること。

イ 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

（出入口）

第三十一条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。

イ 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第三十二条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 籠の内のり幅は一・四メートル以上とし、内のり奥行きは一・三五メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられていないものに限る。）にあつては、この限りでない。

二 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第一号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第十二条第五号から第十三号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内のり幅及び内のり奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第三十三条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

一 有効幅員は、一・二メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、九十センチメートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合には、十二パーセント以下とすることができる。

三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第十三条第三号から第五号まで、第七号及び第八号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第三十四条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次の各号に掲げる構造とするものとする。ただし、第三号及び第四号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

一 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

二 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

三 踏み段の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

四 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第十四条第二号から第五号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第三十五条 第十六条第二号から第八号まで、第十号及び第十一号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第三十六条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

二 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

四 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車用の供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

五 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造

のものであること。

(運行情報提供設備)

第三十七条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び当該情報を音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第三十八条 第二十七条から第二十九条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第二十八条第一項第一号中「第二十二條に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第二十二條各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第三十九条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第三十条第一項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる構造とすること。

イ 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とするものとする。

(イ) 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

(ロ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合において、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第四十条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和三年十一月一日から施行する。

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の一部を改正
する条例

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成十三年千葉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域）

第三条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域として、知事が指定する土地の区域とする。

一 市街化区域（工業専用地域及び地区計画により住宅の建築ができない地域を除く。）から一・一キロメートルの範囲内に存すること。

二 自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域内に存すること。

三 既存集落内に存すること。

四 政令第二十九条の九各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。

2 市町村の長は、必要があると認めるときは、知事に対し、前項の規定による土地の区域の指定について申し出ることができる。

3 知事は、第一項の規定により土地の区域を指定しようとするときは、あらかじめ、千葉県開発審査会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第一項の規定により土地の区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

5 第一項の規定による土地の区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

6 前各項の規定は、第一項の規定により指定した土地の区域の変更又は廃止について準

用する。

第七条中「第五条各号」を「第六条各号」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(法第三十四条第十一号に該当すると認める開発行為)

第五条 法第三十四条第十一号に該当すると認める開発行為は、第三条第一項に規定する知事が指定する土地の区域内において行う開発行為(予定建築物等の用途が前条に規定する用途に該当しない開発行為に限る。)であつて、開発区域の面積が五ヘクタール未満であるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第三条第二項の規定による申出、同条第三項の規定による意見の聴取その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、富里市若しくは大網白里市又は印旛郡酒々井町若しくは栄町のそれぞれの区域における都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域については、新条例第三条第一項の規定により知事が当該それぞれの市町の区域内に存する土地の区域を指定する日までの間は、改正前の都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三号中「政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域」とあるのは、「政令第二十九条の九各号に掲げる区域(災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。)」とする。

4 前項の規定の適用を受ける土地の区域内において行う開発行為については、新条例第五条の規定は、適用しない。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

5 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八条に次の一項を加える。

7 千葉県開発審査会に、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例(平成十三年千葉県条例第三十八号)第三条第三項(同条第六項において準用する場合を含む

む。
）の規定により、意見を具申させる。